

地域特産品の地酒を中心とした南会津町の魅力発信
海外プロモーション実施業務委託 仕様書

1 業務名

地域特産品の地酒を中心とした南会津町の魅力発信海外プロモーション実施業務

2 業務の背景と目的

ALPS 処理水の海洋放出が開始されたことで、新たな風評被害の発生が危惧されることから、南会津町の地酒ペアリングイベントを含む魅力発信イベント等を実施し、海外の方に向けて町の魅力や安全性を伝え、風評払拭と G I 南会津の認知度向上を図る。また、WEB や SNS 等を活用した効果的な情報発信を通して、地酒の購買層の拡大や観光誘客の促進につなげることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

4 業務内容

(1) シンガポールでの南会津町 P R イベント実施による情報発信

- ・シンガポール在住者を対象に、南会津町の地酒ペアリングイベントを 2 日間以上実施すること。（メニュー開発を含む。）
- ・イベント各回の催行人数は 40 名以上とする。そのうち、3 名以上については酒バイヤーや現地飲食店関係者を含むこと。
- ・実施場所は、シンガポールの「C B D エリア（セントラルビジネスディストリクト）」を中心とした日本好きのローカルが集まる接点（場所）とする。
- ・南会津町 4 蔵元によるトークショーを実施すること。
- ・イベント中に必要な通訳を各日 1 名以上手配すること。
- ・実施時期については、契約期間内で適宜実施とするが、想定行程案の実施時期を提案すること。また、その時期に実施する理由を明記すること。
- ・会場では、P R 動画の放映、ポスター、パンフレット設置等を行い、情報発信をする。なお、ポスター等については受注者が作成することとし、掲載内容やデザイン等について、町と協議のうえ作成すること。
- ・イベントで使用する日本酒等についての輸送（通関含む）は、受注者が行うものとし、品質管理を徹底のうえ適切に保管すること。
- ・蔵元の渡航費用を一部負担すること。（上限 20 万円／1 蔵元）
- ・その他会場費、会場装飾費、輸送にかかる費用等、イベント実施に係る費用は全て本事業にて負担すること。
- ・イベント中の記録動画・写真の撮影を行うこと。

(2) シンガポールでの南会津町の地酒ペアリングメニューの提供

- ・(1) の P R イベントと連携して現地飲食店等で南会津町の日本酒とのペアリングメニューを提供（販売）する。

- ・メニュー提供する飲食店等は1店舗以上とし、期間は2週間以上とする。
 - ・ペアリングメニューで使用する食材は、南会津町の食材又は現地食材を使用し、メニュー開発は、日本との結びつきを考慮して日本で馴染みの料理研究家等を起用して考案する。
- (3) WEB（外国人向け情報サイト）やSNS等を活用した情報発信
- ・イベント集客や本事業の取組等、SNS等を活用して情報発信する。
 - ・観光誘客のため、訪日旅行者向けにWEBやSNS等で南会津町の魅力や安全性を複数回発信する。
- (4) 業務の実施スケジュールを明らかにした業務計画書（任意様式）を作成し、進捗状況について報告する。
- (5) イベント参加者に対してアンケート調査・分析を行い、GI南会津についてのブランディングや地酒を中心とした南会津町のプロモーションについて実用的な提案を行う。

5 成果物

本業務完了後、履行期限までに下記の成果物を提出すること。

- (1) 事業実施報告書 紙媒体1部（電子データを含む）
- (2) 本事業で作成した掲示物（電子データを含む）
- (3) イベントの様子を撮影した動画・写真データ
- (4) その他、本業務で作成した資料のうち、町が指示する資料

6 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (2) 事前に書面にて当町の承認を得た場合は、本業務を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受注者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受注者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。
- (5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て南会津町に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。
- (6) 受注者が従来から有していた受注者固有の知識、技術に関する権利については受注者に帰属する。
- (7) 業務完了後に、受注者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受注者の負担とする。
- (8) 受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当町又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

7 その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決定するものとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。